

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

下の表にある感染性疾患にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、登校を停止し、しっかり治して下さい。

なお、医師から診断を受けましたら、速やかに学校への連絡をお願いします。その後医師より登校許可が出ましたら、別紙【学校感染症報告書（届）】に、ご家庭で記入・押印の上、担任に提出してください。

学校感染症と学校を休む期間の目安（期間内でも医師の許可があれば可）

分類	感染症名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）	<p>治癒するまで</p> <p>※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす</p>
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

※その他の感染症とは

学校での流行を防ぐため、必要があれば学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置を取ることができる疾患です。以下に、出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。

- 感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス感染症等）
- ヘルパンギーナ
- ウィルス性肝炎
- マイコプラズマ感染症
- 咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）

問合せ先
 生活指導グループ 保健室
 電話 0466-87-2792